

第3号議案「定款」一部変更について

1. 変更案（新旧対照表）

| 変 更 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（会員の種類）</p> <p>第5条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。</p> <p>（1）正会員 長野県内に事務所又は勤務箇所を有する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補で本会の目的に賛同して入会したもの。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（資産の管理）</p> <p>第32条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の決議によりこれを定める。</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。</p> | <p>（会員の種類）</p> <p>第5条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。</p> <p>（1）正会員 長野県内に事務所若しくは勤務箇所を有する不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は長野県内に事務所を有する不動産鑑定業者で本会の目的に賛同して入会したもの。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（資産の管理）</p> <p>第32条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の決議によりこれを定める。</p> <p>2 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。</p> |

2. 変更の理由

第5条

当士協会も社団設立後 16 年余りが経過し、近年では構成上法人会員の必要性が乏しくなったこと、また今後不動産鑑定士および不動産鑑定士補の団体として、質の均一化と向上を図り、お互いの自治を拡充し、鑑定士（鑑定士補）同士の連携を強化するために、正会員から不動産鑑定業者を除くこととし、一部の字句の訂正も併せて行いたい。

第32条2

郵政民営化に伴い、郵便貯金事業は「ゆうちょ銀行」に移管となり、「ゆうちょ銀行」も銀行に分類されることから、「郵便官署若しくは」の文字を除くこととしたい。